

地球温暖化対策推進事業費補助金（節電・電源セキュリティ向上緊急事業）実施要領

1 目的

この実施要領は、地球温暖化対策推進事業費補助金（節電・電源セキュリティ向上緊急事業）交付要綱（平成23年11月21日付け環地温発第111121004号）第4条第5項の規定に基づき、同条第1項の事業の実施に関して必要な細目等を定めることにより、節電及び電源セキュリティの向上を図ることを目的とする。

2 事業の実施方法等

(1) 対象事業の要件

補助の対象となる事業は、次の各号の要件に適合したものであることとする。

ア 対象設備の燃料は次のものであること。

(ア) 都市ガスの場合

天然ガス、液化天然ガス又は天然ガス若しくは液化天然ガスを主原料とし、かつ、炭素換算係数が「天然ガス×1.10」未満のガスであること。

(イ) LPGの場合

石油ガス、液化石油ガス又は石油ガス若しくは液化石油ガスを主原料とし、かつ、炭素換算係数が「液化石油ガス×1.10」未満のガスであること。

なお、天然ガス、石油ガスの炭素換算係数については、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成18年経済産業省・環境省令第3号）に定める値を用いることとする。

イ 設備の発電出力は、医療施設においては25kW以上、福祉関係施設においては10kW以上の設備であること。

ウ 導入する設備は未使用品であること。

エ 対象設備には燃料使用量及び廃熱利用量を測定する専用の計測装置を取り付けること。

(2) 維持管理

導入した設備は、設備所有者又は設備管理者の責任の下で適切な維持管理が講じられるものであること。また、導入に関する各種法令を遵守すること。

(3) 温室効果ガス排出削減量の把握及び情報提供

事業実施者は、事業の実施による温室効果ガスの排出削減量を把握し、環境省の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

(4) 事業報告書及び評価報告書の作成及び提出

事業実施者は、補助事業に係る設備の使用開始の日からその年度末まで、及びその後の3年間の期間について、事業の概要及び事業による温室効果ガスの排出削減量、その他の効果、影響等を毎年度取りまとめた事業報告書を作成し、当該年度の翌年度の4月末までに提出すること。

また、事業実施者は、3年間の期間終了後には、当該事業の費用対効果、当該事業以外に事業実施者が他の施設等においてガスコージェネレーションを導入するなど水平展開の実績及び今後の見込み等を取りまとめた評価報告書を作成し、翌年度の4月末までに提出すること。

3 対象除外

厚生労働省において平成23年度補正予算（第1号）により措置した自家発電設備の整備事業（医療施設自家発電設備整備事業、介護施設等自家発電装置整備事業）の対象となる医療施設又は福祉関係施設については、本事業の対象から除外する。

様式（節電・電源セキュリティ向上緊急事業の事業報告書の作成例）

節電・電源セキュリティ向上緊急事業の事業報告書

平成 年 月 日

事業者名

事業代表者の職・氏名

1 事業概要

【本事業内で行った事業の概要を記載する。】

2 事業実績（発電量・省エネルギー率）

【本事業で導入した設備により発電した電力量及び本事業による省エネルギー率を記載する。】

3 温室効果ガスの排出削減量及びその算出方法

【本事業による温室効果ガスの排出削減量を記載する。また、削減量の算出方法及び算出根拠を記載する。】

4 事業性の評価

【費用対効果を踏まえ、今後の事業収支見込み等、事業性についての検証を行い評価した内容を記載する。】

5 事業による波及効果

【事業実施者が他の施設等において実施した二酸化炭素排出削減対策の内容等水平展開の実績に関する状況や、事業実施による同業他社等への波及効果をできるだけ具体的に記載する。】

附 則

この実施要領は、平成23年11月21日から施行する。